居住支援法人あさひ福祉会

(住宅確保要配慮者居住支援法人)

社会福祉法人あさひ福祉会

- □ケアハウスいなさと
- □特別養護老人ホームこうほく
- □短期入所生活介護(併設型)
- □こうほくデイサービス
- □こうほく介護支援センター
- □グループホームしんこう

住宅確保要配慮者居住支援法人「居住支援法人あさひ福祉会」

【居住支援法人ってなに?】

居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、住宅要配慮者への住まいの支援(居住支援)を行う都道府県より認定を受けた機関です。

地域の関連事業者と連携を図り、要支援者(*1)に併せて行う支援(家賃債務保証・守秘義務・情報提供等)により安心ある生活のサポートをします。

【事業内容】

住宅確保に支援が必要な方(*1)に対して、

- ① 住宅情報の提供
- ② 入居後の見守り
- ③ 相談支援等の支援を行います。

長野県住宅確保要配慮者居住支援法人指定 7号

【対象】

住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者の方

- ① 低額所得者(月収 15.8 万円以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 子供を養育している者(高校生相当まで)
- ⑤ DV 被害者 等
- *住宅確保に支援が必要な方

【費用】

当事業における費用は掛かりません。

但し、転居に関わる費用(引っ越し費用や家賃等)·公的サービスを利用される場合は実費となります。

【お困りごとの例】

- ① 急遽住まいを失った
- ② 契約更新をしてもらえない
- ③ 保証人がいなくて入居先が見つからない
- ④ 高齢という理由で入居を断られた

- ⑤ 高齢になり、将来に不安を抱えている
- ⑥ 虐待·DV 被害を受けて新たな住まいが必要
- ⑦ お金が無くて住む所が無い
- ⑧ 必要な手続きなど、どうしていいのか分からない等

【支援の流れ】

✓ (受付)

まずはお電話ください。お困りごとなど伺い、相談内容に合った提案をさせて頂きます。 (個人情報保護法に基づき対応します。) 問い合わせ/026-290-4016

- ✓ (情報提供)
 - 必要な情報を提供し、ご希望に添った住まいの支援を検討します。
- ✓ (賃貸契約・引っ越し)引っ越しの支援を致します。(契約・転居手続き等)
- ✓ (生活支援)

引っ越し後も、定期的な訪問や電話での相談支援を致します。

当事業所として出来る限りの支援を行い、安心した居住生活を送ることができる様、サポートいたします。

【受付窓口】

TEL026-290-4016 FAX026-299-2033

e-mail/asahi-shinko@asahi-kouhoku.com

お電話にてお気軽にご相談ください。

受付(平日 9:00-17:00)

- 当法人は、個人情報保護法及びガイドライン・介護保険法・住宅セーフティネット法等諸 規範を遵守します。
- 当法人は、ご利用者の人格を尊重し、その職務を忠実に遂行します。
- 当法人は、上記に規定する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備をします。

事業所概要

- 事業所 住宅確保要配慮者居住支援法人 「居住支援法人あさひ福祉会」 〒381-2353 長野県長野市信更町田野口信更町 231-1
- 連絡先 TEL026-290-4016 FAX026-299-2033
- 運 営 社会福祉法人あさひ福祉会

